

議案第 29 号

天理市水道事業給水条例等の一部改正について

天理市水道事業給水条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成26年 3 月 4 日提出

天理市長 並 河 健

天理市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(天理市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 天理市水道事業給水条例（平成 9 年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出しを「平成10年 3 月 1 日における料金の改定等に伴う経過措置」に改め、附則に次の 2 項を加える。

(平成26年 4 月 1 日における消費税法等の改正に伴う経過措置)

6 平成26年 4 月 1 日前から継続して水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針を行った場合に算定する料金に係る第24条第 1 項第 1 号、第25条及び第28条の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

7 平成26年 4 月 1 日前における給水装置の工事の申込みに係る第32条第 1 項、同条第 2 項及び第33条第 1 項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

(天理市下水道条例の一部改正)

第 2 条 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(平成26年 4 月 1 日における消費税法等の改正に伴う経過措置)

2 平成26年 4 月 1 日前から継続して公共下水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第 11条第 3 項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成26年4月1日における消費税法等の改正に伴う経過措置）

2 平成26年4月1日前から継続して処理施設を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第12条第3項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。